

総社市告示第22号

総社市介護保険料滞納者に対する給付制限取扱要綱（平成17年総社市告示第19号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡一

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第4号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第4号（第5条関係）</u> 略
<u>様式第6号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第6号（第7条関係）</u> 略
<u>様式第8号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第8号（第10条関係）</u> 略
<u>様式第13号（第17条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第13号（第17条関係）</u> 略

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書

〒
様

第 年 月 日

総社市長



被保険者氏名		被保険者番号									
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付け第 号で、「介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書」において既に通知していますが、いまだ下記の介護保険料が滞納となっておりますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先 総社市役所

提出期限 年 月 日

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに総社市役所に申し出てください。

【保険料滞納の状況】

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

問い合わせ先  
総社市役所

不服の申立

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります)、提起することができます。  
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。  
 (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

\*災害その他特別な事情等については、通知書の裏面等に記載。

介護保険給付の支払一時差止め通知書

〒 [ ] 様

第 号  
年 月 日

総社市長



Table with 2 columns: 被保険者氏名, 被保険者番号

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止めの措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止めを行うことに決定いたしましたので、通知します。

「保険給付の支払の一時差止め」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となる介護サービス : \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_  
差止めの対象となる給付額 : \_\_\_\_\_ 円

なお、この通知により、保険給付の支払いの一時差止めが行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、総社市役所に申し出てください。

【保険料滞納の状況】

Table with 3 main columns: 年度保険料 (with sub-columns 期別, 保険料額, うち滞納額) repeated three times.

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

問い合わせ先  
総社市役所

不服の申立

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

\*災害その他特別な事情等については、通知書の裏面等に記載。

介護保険給付額減額通知書

〒   様
----------------

第 年 月 日

総社市長 印

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは、(要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護状態区分の変更)申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり未納となっておりますが、既に保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、さかのぼって納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、居宅支援サービス計画費の支給及び特例居宅支援サービス計画費の支給並びに高額介護サービス費の支給及び高額居宅支援サービス費の支給を除く。)の額の減額及び高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、速やかに総社市役所に届出をしてください。

給付額減額の措置を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
給付額減額措置の算定根拠			
$\text{給付額減額期間} = \text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times \frac{1}{2}$			
徴収権消滅期間：(未納・時効消滅額/年賦課額) + (未納・時効消滅額/年賦課額) + ・ = 年 納付済期間：(納付額/年賦課額) + (納付額/年賦課額) + ・ ・ ・ ・ ・ = 年			
年度	未納・時効消滅額	納付額	年賦課額

問い合わせ先  
総社市役所

- 不服の申立
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
  - 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。
 

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

    - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
    - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
  - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

\*災害その他特別な事情等については、通知書の裏面等に記載。

介護保険給付の支払一時差止め等処分通知書

〒
様

第 年 月 日 号

総社市長 印

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

年 月 日付け第 号で、「介護保険給付の支払一時差止め等予告通知書」を送付しましたが、いまだ下記の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更(償還払い化)及び保険給付の支払の一時差止め」の措置を採ることに決定いたしましたので、通知します。

なお、保険給付差止めの記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先 総社市役所  
提出期限 年 月 日

また、この通知により保険給付の支払方法変更(償還払い化)及び保険給付の支払の一時差止めの措置が採られた場合でも災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当する方は速やかに被保険者証を添えて総社市役所に申し出てください。

【医療保険料等の滞納状況】

年度医療保険料等			年度医療保険料等			年度医療保険料等		
期 別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額	期 別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額	期 別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合にはご了承願います。

問い合わせ先  
総社市役所

不服の申立

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

\* 災害その他特別な事情等については、通知書の裏面等に記載。